

吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>○吹田市国民健康保険条例 昭和35年8月12日条例第363号 (出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>2 -----略-----</p>	<p>○吹田市国民健康保険条例 昭和35年8月12日条例第363号 (出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>-----略-----</p>